

福利厚生業務委託 仕様書

1 内容

公立学校共済組合神奈川支部（以下「当支部」という。）における福利厚生事業（以下「本委託業務」という。）の業務委託

2 目的

本委託業務のうち、保養施設、レジャー施設、育児・介護サービス、自己啓発等にかかる利用補助その他一般的な福利厚生（以下「一般事業」という。）に係る各種施設等との契約、広報、利用対象者管理その他これに付随する業務を福利厚生代行業者（以下「受注者」という。）に委託することにより、スケールメリットを活用しつつ、組合員及びその家族の多様化したニーズに応える幅広い事業の展開を図るとともに、当支部の業務負担の軽減と、健康管理事業への資金シフトを促すことを目的とする。

3 委託契約期間

令和7年11月28日から令和9年3月31日までとする。期間満了の6カ月前までに発注者又は受注者から何らの申出がない場合は、本契約は同じ条件で1年間、自動的に更新されるものとし、以後、同様とする。ただし、本契約は準備期間を除き5年を限度とする。

本契約期間のうち、令和7年11月28日から令和8年3月31日までは、業務委託準備期間とする。

4 利用対象者

当支部に所属する組合員及びその家族（2親等以内）（任意継続組合員及び任意継続組合員の被扶養者を除く。以下「対象者」という。）とする。

〈参考：令和7年8月1日現在 組合員数及び所属所数は変動する〉

- (1) 組合員： 72,590 人
- (2) 所属所数： 1,543 所属所

5 業務委託の内容

- (1) 委託する一般事業の区分及び内容について、最低限満たすべき要件は、次のとおりとする（以下「サービスメニュー」という。）。

① 健康関連事業関係

ア 組合員の健康の保持、増進に向けた、基礎的な土台作りのための情報収集ができる各種セミナー等（オンラインも含む）を実施していること。

イ 職員の健康維持・改善に貢献するメニューを企画し、基準目標を達成した組合員に景品等を付与するようなプラットフォームを有すること。

② 宿泊・旅行関係

- ア 宿泊施設割引利用ができること。なお、利用できる宿泊施設の数、国内各地の施設が10,000か所以上、海外各地の施設が50,000か所以上であること。
- イ 国内旅行及び海外旅行の割引利用ができること。
- ウ 定員超過等の理由により、利用対象者が希望する宿泊施設や旅行プランを利用できない場合は、代替案を提示するなど、利用対象者のニーズに沿ったきめ細やかなサービスができること。

③ 飲食関係

- ア 飲食店の割引利用ができること。なお、利用できる飲食店の数は、国内で10,000か所以上であること。県内で500か所以上であること。

④ レジャー施設・エンタメ関係

- ア 遊園地・水族館などのレジャー施設の割引利用ができること。なお、東京ディズニーリゾートの割引利用ができること。
- イ 映画、演劇、演芸鑑賞の割引利用ができること。
- ウ 美術館、博物館等の割引利用ができること。

⑤ リラクゼーションサロン関係

- ア リラクゼーション・エステ・ネイルサロン等の割引利用ができること。

⑥ 体育関係

- ア 全国規模で事業を行うスポーツクラブの割引利用ができること。
- イ 各種スポーツ施設等の割引利用ができること。

⑦ 教養・文化関係

- ア 語学学校の割引利用ができること。
- イ 各種資格取得講座の割引購入ができること。
- ウ 書籍、CD、DVD等の割引利用ができること。
- エ 通信教育等の割引利用ができること。

⑧ 生活支援関係

- ア 引越業者の割引利用ができること。
- イ レンタカーの割引利用ができること。
- ウ 冠婚葬祭の関連業者や会場の割引利用ができること。
- エ 法律相談の割引利用ができること。
- オ 各種生活物資の割引利用ができること。
- カ 通信販売等の割引利用ができること。

⑨ 育児・介護支援関係

- ア 育児支援サービス（ベビーシッター、一時保育等）の割引利用ができること。
- イ 介護支援サービス（介護支援施設、訪問介護サービス、介護タクシー等）の割引利用ができること。
- ウ 育児・介護に関連するセミナーに割引利用ができること。

(2) その他要件

- ① 当支部に限定したイベント・キャンペーン等の運営が行えること。またその際に生じた費用を負担できること。
- ② 会員証又はデジタル会員証を施設に提示することで利用できる施設があること。

6 利用に係る業務

(1) 当支部ホームページ上に設置するバナーについて

利用対象者向けの広報に努めること。

(2) アプリ機能等について

スマートフォン等で利用できるアプリ機能があること。また、SNS等での情報発信ができること。

(3) 刊行物について

受注者は、対象者及び当支部担当者に対し、次の刊行物を作成・印刷・送付すること。送付先は、「4 利用対象者(2)」に基づくものとし、送付に係る費用は、受注者の負担とする。

なお、次に示す刊行物のほか、受注者主催のキャンペーン及びイベント等が発生した場合、別途刊行物（チラシ）を作成すること。

ア ガイドブック：原則として年度内1回

イ 会報誌：原則として年度内3回以上

(4) 支部広報誌用紙面データについて

受注者は、毎年度3回程度、季節に応じたサービスメニュー、サービスメニューの効果的な利用方法その他の情報を掲載した、支部が発行する広報誌用の紙面データ（A4サイズ）を提供すること。

(5) 問合せ対応について

利用対象者及び当支部担当者からの電話及び電子メール等による照会に対し即時対応できる環境にあること。

(6) 促進に係る出張登録会の実施について

受注者は、支部からの申出に基づき、10所属所程度の利用率の低い地域又は所属所等に赴き、利用促進に係る出張登録会を行うものとする。

なお、所属所の連絡先等は当支部が提供するものとし、受注者が当該所属所と連絡調整のうえ実施することとし、実施後は当支部に書面等にて実施報告すること。

7 業務報告等

(1) 定例会議について

受注者は、当支部と原則として月1回以上の定例会議を行うこととし、月単位での利用者実績（カテゴリ別利用実績等）を算出の上、当支部に書面等にて報告すること。

報告資料の詳細は、原則受注者の作成物に従うものとするが、当支部の要望を踏まえた上で柔軟に対応すること。

(2) 利用実績の分析について

受注者は、年度内に1回以上、利用実績を踏まえた分析（カテゴリ別利用実績、性別及び年齢別の利用実績等）及び当支部への説明を行うこととし、利用促進に係る取り組み等を不断に行うこと。

8 会員登録及び利用方法について

(1) 対象者の会員登録処理について

ア 令和8年4月1日より、本業務を開始すること。

イ 当支部は、前項に規定する業務開始日に先立ち、令和8年2月20日までに当支部組合員の名簿を受注者に提出する。

ウ 当支部は、受注者に対し本業務の開始日が属する月以降、毎月20日（当日が受注者の営業日でない場合は、直前の営業日）までに、受注者に対象者を一括登録することにより、受注者は翌月1日付けにて会員を変更すること。

(2) 会員証の発行について

ア 会員証は、会員番号、カナ氏名を印字していること。

イ 発行及び郵送に係る費用は、受注者の負担とする。

ウ 会員証の発行（氏名変更による再発行を含む）は、8(1)の登録により、受注者が当月の月末までに対象者の所属所に郵送することとする。

エ 紛失により再発行を希望する場合は、対象者が受注者のサービスセンター又はWEB申込みにより対応することとし、受注者が速やかに対象者の所属所に郵送することとする。ただし、対象者の希望により自宅郵送も可能とする。

(3) 対象者の会員番号について

会員番号は受注者が自動採番すること。

(4) 対象者の利用方法

対象者は、受注者の発行する会員証を、受注者が別途保有する施設又は契約する施設等に提示することで利用できること。

なお、会員証の提示によって利用できない場合は、それに代わる利用方法を、あらかじめ対象者にホームページ等によって示すこと。

(5) デジタル会員証について

対象者がスマートフォン等に受注者のアプリサイトを登録し、デジタル会員証が利用できること。

9 対象者の支払方法

対象者が、受注者が別途保有する施設又は契約する施設等を利用する際に支払う自己負担金額は、現地での現金または電子決済のほか、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでの振込等による決済及びクレジットカード支払いによる決済が可能であること。また、対象者の支払方法が、あらかじめわかるようにホームページ等によって示すこと。

10 委託費用

- (1) 委託費用の額は、月ごとに報告する組合員数に組合員1人当たり「月単価（消費税込み）」を乗じた額とし、本仕様書の範囲の業務（所属所への利用ガイドブック等の送付を含む）においては、単価の他に一切の追加費用は発生しないものとする。
- (2) 受注者への委託費用の支払いは、月単位とする。
- (3) 受注者は、本契約の有効期間中に業務委託料の単価又は計算方法等を変更する必要がある場合は、当支部に対して、変更理由と共に適用開始月の6カ月前までに通知し、当支部と協議によりその可否及び変更時期を決定する。

11 対象者損害

受注者は、対象者に損害を与えた場合、受注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、その損害を賠償することとし、損害内容については、当支部との協議及び書面等による報告をすること。ただし、その損害のうち、当支部の責に帰すべき事由により生じたものについては、当支部がそれを負担するものとする。

12 業務委託準備行為期間

- (1) 令和7年11月28日から令和8年3月31日までは、業務委託準備行為期間とし、その期間に係る月会費の支払いは生じないものとする。
- (2) 利用方法等の事前周知等を行うため、令和8年2月上旬までにチラシを作成（A3両面1枚）し、75,000枚の印刷を行い、支部の指定する1箇所に納品すること。
- (3) 令和8年3月下旬までに利用ガイドブック及び会員証等を対象者分作成し、当支部が指定する「4 利用対象者(2)」の所属所に送付すること。

13 その他

- (1) 契約期間中、受注者は当支部と協議のうえ、利用促進に係るキャンペーン、イベント等を、利用実績を踏まえて行うこと。
また、キャンペーン及びイベント等を実施した場合は、「7 業務報告等」に従い、業務を処理すること。
- (2) 対象者からのクレームや、対象者の料金未払い等のトラブルが生じた場合は、受注者と当支部とが協力して解決に当たり、円滑な運用に努めること。
- (3) その他契約期間中に発生した事案については、受注者と当支部が都度協議の上、対応すること。